

## 倉吉市ごみ減量推進員設置要綱

### (設置)

第1条 市と密接な連携のもとに地域に密着して分別排出を推進し、ごみの減量及び再資源化を図るため、倉吉市ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）を置く。

### (委嘱)

第2条 推進員は、330人以内とする。

2 推進員は、地域的条件等を考慮して自治公民館からの推薦に基づき市長が委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、地域の実情により特に必要と認める場合は、自治公民館からの推薦のない者を推進員に委嘱することができる。

### (任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

### (任務)

第4条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積場の点検、ごみの出し方の指導及び指定日以外にごみ集積場に排出されるごみ又は指定場所以外に投棄されるごみの防止に関すること。
- (2) 資源ごみ回収の推進及び分別排出の指導に関すること。
- (3) ごみ減量等に関する各種イベント、大会等への参加等に関すること。
- (4) その他地域のごみ減量及び分別排出の推進に関すること。

### (庶務)

第5条 推進員に関する庶務は、企画産業部環境課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。